

◆ 損金に算入されない罰金・される罰金

Q：従業員が得意先へ商品を配達する途中で交通違反を起こし、交通反則金を課せられました。この反則金を会社が負担した場合の取扱いを教えてください。

A：損金不算入となります。

【解説】

法人が役員又は使用人に課せられた罰金、料料、過料又は交通反則金を負担したときは、その課せられたときの事情に応じて次の2つに区分して取り扱われます。

- (1) 法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に課せられた場合・使用人等に対する給与とせず、法人の固有の費用と認めますが、所得の金額の計算上損金不算入とします。
- (2) その他のものであるとき・その役員又は使用人に対する給与とします。

上記(1)が損金不算入とされているのは、違反者に対する罰金の効果を減殺させないためです。したがって、駐車違反に伴い徴収されるレッカー車代等は、その措置に要した実費を負担させる意味合いのものであり、罰金等とは性質を異にするものですから、損金算入が認められます。その他、次のようなものも損金算入が認められます。

- ① 厚生年金保険法に基づく社会保険料又は雇用保険法に基づく労働保険料の追徴金及び延滞料
- ② 雇用保険法に基づき、事業主が支払う返還命令金及び納付命令金
- ③ 外国又は外国の地方公共団体によって課せられる附帯税

